様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健福祉局　保健部　地域医療課 (新)保健衛生局　保健部　地域医療課
件　　名	さいたま市医療なびウェブサイトシステム賃貸借
借　入　場　所	さいたま市が指定する場所
契 約 締 結 日	令和５年３月１０日
契約の相手方名	富士通Ｊａｐａｎ㈱　埼玉支社
契　約　金　額	５，８３０，０００円
随意契約によることとした理由	本システムについては、本市と富士通Ｊａｐａｎ（株）埼玉支社との業務委託契約に基づき構築されたものであり、基礎となるパッケージソフトウェアに関する諸権利は同社に属するものである。構築を行い、ソフトウェアに関する諸権利を有する同社以外に本契約を履行できる事業者が存在しないことから、現契約の賃貸人を相手方とした特命随意契約を行うものである。 【根拠法令】地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健衛生局　市立病院病院経営部　病院財務課
件　　名	さいたま市立病院赤外観察カメラシステム賃貸借
借　入　場　所	さいたま市緑区大字三室２４６０　さいたま市立病院
契 約 締 結 日	令和５年３月３１日
契約の相手方名	アイ・エム・アイ㈱
契　約　金　額	２３１，０００円(月額)
随意契約によることとした理由	本賃借物は、がん患部に赤外線を当てることにより組織表面下のリンパ管の可視化が可能なため、がん細胞の見落としの減少、皮膚切開の位置や範囲の検討が簡便になるものである。 本賃借物を国内で取り扱っているのは上記業者のみであることから、競争入札に図ることは適さないため、国内唯一の取扱い業者である上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健衛生局　市立病院病院経営部　病院財務課
件　　名	さいたま市立病院心筋焼灼術に伴う医療機器賃貸借
借　入　場　所	さいたま市緑区大字三室２４６０　さいたま市立病院
契 約 締 結 日	令和５年３月３１日
契約の相手方名	㈱アスト
契　約　金　額	６６０，０００円(月額)
随意契約によることとした理由	本賃借物は、不整脈を引き起こす異常な心臓内の局所をカテーテルで焼灼して、正常なリズムを取り戻す治療に使用する医療機器である。 本賃借物を国内で取り扱っているのは上記業者のみであることから、競争入札に図ることは適さないため、国内唯一の取扱い業者である上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健衛生局　市立病院病院経営部　病院財務課
件　　名	さいたま市立病院一酸化窒素ガス管理システム賃貸借
借　入　場　所	さいたま市緑区大字三室２４６０　さいたま市立病院
契 約 締 結 日	令和５年３月３１日
契約の相手方名	エア・ウォーター東日本㈱　府中営業所
契　約　金　額	機器使用料　９，２４０円(時間額) 機器延長使用料　１１０，０００円（３０日ごとの額） 機器管理料（１００時間未満）　１，３２０，０００円（年額） 機器管理料（２００時間未満）　６６０，０００円（年額） 特別設置料　１１０，０００円（１回額）
随意契約によることとした理由	本賃借物は呼吸不全を有する患者に対して、一定濃度の吸入用一酸化窒素製剤（NO）を患者に供給する投与管理システムである。 本賃借物を国内で取り扱っているのは上記業者のみであることから、競争入札に図ることは適さないため、国内唯一の取扱い業者である上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健衛生局　市立病院病院経営部　病院財務課
件　　名	さいたま市立病院在宅酸素療法酸素供給装置（既存患者分）賃貸借
借　入　場　所	さいたま市緑区大字三室２４６０ さいたま市立病院及び患者宅
契 約 締 結 日	令和５年３月３１日
契約の相手方名	㈱サイサン埼玉支店
契　約　金　額	酸素濃縮装置　２７，５００円(月額) 携帯用酸素ボンベ　４，９５０円(月額) 設置型液化酸素装置　３２，４５０円(月額) 携帯型液化酸素装置　５，９４０円(月額) 呼吸同調式デマンドバルブ　２，３１０円(月額)
随意契約によることとした理由	本賃借物は、高度慢性呼吸不全等の著しい低酸素症の患者に対し酸素を供給する装置である。既に患者が在宅で使用しているもので日常間断なく使用するものである。取扱業者の変更により、同一機器が調達できない場合や医師の処方に基づく機器の設定変更が必要となる場合があり、患者の誤操作誘発による医療事故や心身の負担増等の悪影響が考えられる。診療上及び医療安全上の面からも現行の機器を引き続き賃貸借することが必要であるため、前年度契約した上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健衛生局　市立病院病院経営部　病院財務課
件　　名	さいたま市立病院在宅中心静脈栄養ポンプ（既存患者分）賃貸借
借　入　場　所	さいたま市緑区大字三室２４６０ さいたま市立病院及び患者宅
契 約 締 結 日	令和５年３月３１日
契約の相手方名	㈱サイサン埼玉支店
契　約　金　額	１２，１００円(月額)
随意契約によることとした理由	本賃借物は、食事で必要な栄養を摂ることができない患者に対し栄養を供給するためのポンプである。既に患者が在宅で使用しているもので日常間断なく使用するものである。取扱業者の変更により、同一機器が調達できない場合や医師の処方に基づく機器の設定変更が必要となる場合があり、患者の誤操作誘発による医療事故や心身の負担増等の悪影響が考えられる。診療上及び医療安全上の面からも現行の機器を引き続き賃貸借することが必要であるため、前年度契約した上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健衛生局　市立病院病院経営部　病院財務課
件　　名	さいたま市立病院在宅従圧式陽圧人工呼吸器（既存患者分）賃貸借
借　入　場　所	さいたま市緑区大字三室２４６０ さいたま市立病院及び患者宅
契 約 締 結 日	令和５年３月３１日
契約の相手方名	㈱サイサン埼玉支店
契　約　金　額	在宅従圧式陽圧人工呼吸器 ＢｉＰＡＰ　ハーモニー　外　６０，５００円(月額) ＢｉＰＡＰ　ＡｕｔｏＳＶ　外　３７，４００円(月額) 予備バッテリー　４，６２０円(月額)
随意契約によることとした理由	本賃借物は、従圧式陽圧人工呼吸器である。既に患者が在宅で使用しているもので日常間断なく使用するものである。取扱業者の変更により、同一機器が調達できない場合や医師の処方に基づく機器の設定変更が必要となる場合があり、患者の誤操作誘発による医療事故や心身の負担増等の悪影響が考えられる。診療上及び医療安全上の面からも現行の機器を引き続き賃貸借することが必要であるため、前年度契約した上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健衛生局　市立病院病院経営部　病院財務課
件　　名	さいたま市立病院在宅陽圧式人工呼吸器（既存患者分）賃貸借
借　入　場　所	さいたま市緑区大字三室２４６０ さいたま市立病院及び患者宅
契 約 締 結 日	令和５年３月３１日
契約の相手方名	㈱サイサン埼玉支店
契　約　金　額	在宅陽圧人工呼吸器　７１，５００円(月額) 加温加湿器ヒーターベース　７，１５０円(月額) 人工鼻　１３，２００円(月額) 予備バッテリー　４，６２０円(月額)
随意契約によることとした理由	本賃借物は、陽圧式人工呼吸器である。既に患者が在宅で使用しているもので日常間断なく使用するものである。取扱業者の変更により、同一機器が調達できない場合や医師の処方に基づく機器の設定変更が必要となる場合があり、患者の誤操作誘発による医療事故や心身の負担増等の悪影響が考えられる。診療上及び医療安全上の面からも現行の機器を引き続き賃貸借することが必要であるため、前年度契約した上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健衛生局　市立病院病院経営部　病院財務課
件　　名	さいたま市立病院在宅持続陽圧呼吸療法装置（ドリームステーション Auto ほか・既存患者分）賃貸借
借　入　場　所	さいたま市緑区大字三室２４６０ さいたま市立病院及び患者宅
契 約 締 結 日	令和５年３月３１日
契約の相手方名	㈱サイサン埼玉支店
契　約　金　額	８，８００円(月額)
随意契約によることとした理由	本賃借物は、睡眠時無呼吸症候群の患者に対し、気道の閉塞を防ぎ、無呼吸を改善する装置である。既に患者が在宅で使用しているもので日常間断なく使用するものである。取扱業者の変更により、同一機器が調達できない場合や医師の処方に基づく機器の設定変更が必要となる場合があり、患者の誤操作誘発による医療事故や心身の負担増等の悪影響が考えられる。診療上及び医療安全上の面からも現行の機器を引き続き賃貸借することが必要であるため、前年度契約した上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健衛生局　市立病院病院経営部　病院財務課
件　　名	さいたま市立病院在宅排痰補助装置（既存患者分）賃貸借
借　入　場　所	さいたま市緑区大字三室２４６０ さいたま市立病院及び患者宅
契 約 締 結 日	令和５年３月３１日
契約の相手方名	㈱サイサン埼玉支店
契　約　金　額	１８，７００円(月額)
随意契約によることとした理由	本賃借物は、排痰を補助し、気道への負担を軽減させる装置である。既に患者が在宅で使用しているもので日常間断なく使用するものである。取扱業者の変更により、同一機器が調達できない場合や医師の処方に基づく機器の設定変更が必要となる場合があり、患者の誤操作誘発による医療事故や心身の負担増等の悪影響が考えられる。診療上及び医療安全上の面からも現行の機器を引き続き賃貸借することが必要であるため、前年度契約した上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健衛生局　市立病院病院経営部　病院財務課
件　　名	さいたま市立病院在宅持続陽圧呼吸療法装置（オートセットほか）賃貸借
借　入　場　所	さいたま市緑区大字三室２４６０ さいたま市立病院及び患者宅
契 約 締 結 日	令和５年３月３１日
契約の相手方名	帝人ヘルスケア㈱
契　約　金　額	在宅持続陽圧呼吸療法装置 オートセットスリープメイトシリーズ　１０，５６０円(月額) Airmini　１０，５６０円（月額） 回路部品その他付属品　５５０円（月額）
随意契約によることとした理由	本賃借物は睡眠時無呼吸症候群の罹患者の気道内に陽圧をかけ、気道の閉塞を防ぐことにより、無呼吸を取り除く機器である。 本賃借物を国内で取り扱っているのは上記業者のみであることから、競争入札に図ることは適さないため、国内唯一の取扱い業者である上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健衛生局　市立病院病院経営部　病院財務課
件　　名	さいたま市立病院在宅人工呼吸器賃貸借
借　入　場　所	さいたま市緑区大字三室２４６０ さいたま市立病院及び患者宅
契 約 締 結 日	令和５年３月３１日
契約の相手方名	オリジン医科工業㈱
契　約　金　額	在宅人工呼吸器　７１，５００円(月額) 予備バッテリー 　ＰＵＰＰＹ－Ｘ用　４，６２０円（月額） 　ＰＵＰＰＹ－２用　２，６４０円（月額）
随意契約によることとした理由	本賃借物は、在宅で使用する小児用人工呼吸器であり、通常の成人用のものに比べ最大呼気流量が少なくなっているものである。 本賃借物を国内で取り扱いできるのは製造業者である上記業者のみであることから、競争入札に図ることは適さないため、上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健衛生局　市立病院病院経営部　病院財務課
件　　名	さいたま市立病院在宅インスリンポンプ賃貸借
借　入　場　所	さいたま市緑区大字三室２４６０ さいたま市立病院及び患者宅
契 約 締 結 日	令和５年３月３１日
契約の相手方名	㈱ウイン・インターナショナル　第四営業部埼玉営業所
契　約　金　額	トップシリンジポンプ　２１，６１５円（月額） ミニメドシリーズ　２５，３００円（月額）
随意契約によることとした理由	本賃借物は、在宅で使用するもので、体内に留置したカニューレを使用し、タイマーを使用し自動でインスリンの注入を行うものである。 本賃借物を関東地区で当院に供給できるのは上記業者のみであることから、競争入札に図ることは適さないため、上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

様式第２号（第５条関係）

賃貸借随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
賃貸借主管課所名	保健衛生局保健所疾病対策課
件　　名	さいたま市胸部Ｘ線撮影装置及び画像読取装置等一式賃貸借
借　入　場　所	埼玉県さいたま市中央区鈴谷７－５－１２　さいたま市保健所２階撮影室
契 約 締 結 日	令和５年３月３１日
契約の相手方名	キヤノンメディカルファイナンス㈱
契　約　金　額	２０６，２５０円 （月額）
随意契約によることとした理由	本賃貸借契約は、保健所にて使用している胸部Ｘ線撮影装置及び画像読取装置等一式について、新たにリースし、機器の入替えを実施するというものである。 高度管理医療機器等のリース契約である当該入札を適正かつ合理的に行うため、参加資格の要件を設けたうえで、業者の広範な参加機会の確保と透明化・公平化のため、一般競争入札を行った。 しかしながら、入札の結果、予定価格の範囲内で入札した業者がいなかったため、参加業者に意向を確認し、随意契約に応じた者と交渉し、その業者と随意契約を締結したものである。 【根拠法令】地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号